



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)
号外第197号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(95)(税務課)..... 1

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第95号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「追加別表」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条及び追加別表を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章及び第2章 略 第3章 目的税 第1節及び第2節 略 第3節 <u>産業廃棄物処分場税(第59条 - 第71条)</u> 附則 (更正、決定等に関する通知書) 第58条 略 第3節 <u>産業廃棄物処分場税</u> (用語) 第59条 <u>この節において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</u>	目次 第1章及び第2章 略 第3章 目的税 第1節及び第2節 略 附則 (更正、決定等に関する通知書) 第58条 略

(重量換算の要件)

第60条 条例第216条第2項の規則で定める要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとする。

(重量の換算)

第61条 条例第216条第2項の規定による重量の換算は、別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める換算係数を産業廃棄物の容量(立方メートルで表した容量をいう。)に乗じる方法により行うものとする。

2 前項の規定により換算して得た重量の単位は、トンとする。

(産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録の申請等)

第62条 条例第221条第3項の申請書は、第72号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の6又は第10条の18に規定する許可証(以下「許可証」という。)の写し

(2) 最終処分場の見取図

3 第1項の申請書に記載しなければならない条例第221条第3項第5号の知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第213条第1項第4号に規定する許可(以下「許可」という。)に係る事業の種類並びに当該許可の年月日及び許可番号

(2) 最終処分場の種類

4 条例第221条第4項の証票は、第73号様式のとおりとする。

5 条例第221条第10項の申請書(以下「産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録変更申請書」という。)に記載しなければならない同条第3項第5号の知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、第2号に掲げる事項は、産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者が法人である場合に限る。

(1) 変更申請年月日

(2) 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者の代表者の氏名

(3) 登録番号

(4) 変更に係る最終処分場の種類

(5) 変更内容

(6) 変更年月日

(7) 変更理由

6 産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録変更申請書

には、産業廃棄物処分業等の許可に係る事項について変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付しなければならない。

(証票の再交付)

第63条 条例第221条第4項の証票の交付を受けた者は、その証票を亡失し、又は損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処分場税特別徴収義務者証票再交付申請書により知事に証票の再交付を申請しなければならない。

- (1) 再交付申請年月日
- (2) 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名
- (3) 最終処分場の種類、所在地及び名称
- (4) 亡失し、又は損傷した証票の番号、交付年月日及び亡失し、又は損傷した年月日
- (5) 亡失し、又は損傷した理由

(納入申告書)

第64条 条例第222条第1項の規則で定める納入申告書は、第74号様式のとおりとする。

(徴収猶予に係る申請書)

第65条 条例第223条第2項の規則で定める申請書は、第75号様式のとおりとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請書)

第66条 条例第224条第2項の規則で定める申請書は、第76号様式のとおりとする。

(産業廃棄物処分場税の納税義務者としての登録の申請書等)

第67条 条例第225条第2項の申請書は、第77号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 許可証の写し
- (2) 最終処分場の見取図

3 第1項の申請書に記載しなければならない条例第225条第2項第5号の知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 許可に係る事業の種類並びに当該許可の年月日及び許可番号
- (2) 最終処分場の種類
- (3) 中間処理施設（許可を受けた者が当該許可に係る業の用に供する施設又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第20条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による国土交通大臣への届

出をした者がこれらの許可若しくは届出に係る同法第3条第15号に規定する廃油処理事業の用に供する施設（鳥取県内に所在するものに限る。）のうち、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程の中途において産業処理廃棄物を処分するためのものをいう。）の種類並びに所在地及び名称

4 条例第225条第5項の申請書（以下「産業廃棄物処分場税納税義務者登録変更申請書」という。）に記載しなければならない同条第2項第5号の知事が必要であると認める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、第2号に掲げる事項は、産業廃棄物処分場税の納税義務者が法人である場合に限る。

- (1) 変更申請年月日
- (2) 産業廃棄物処分場税の納税義務者の代表者の氏名
- (3) 登録番号
- (4) 変更に係る最終処分場の種類
- (5) 変更内容
- (6) 変更年月日
- (7) 変更理由

5 産業廃棄物処分場税納税義務者登録変更申請書には、産業廃棄物処分業等の許可に係る事項について変更を生じた場合は、当該変更後の許可証の写しを添付しなければならない。

（申告書及び修正申告書）

第68条 条例第226条第1項の規則で定める申告書は、第78号様式のとおりとする。

2 条例第227条第2項の規則で定める修正申告書の様式は、第79号様式のとおりとする。

（更正及び決定に関する通知書）

第69条 条例第228条の規則で定める通知書は、第80号様式のとおりとする。

（最終処分場において業として行う埋立処分の廃止等の届出）

第70条 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者は、最終処分場において業として行う埋立処分（以下「埋立処分業」という。）を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の5日前までに次に掲げる事項を記載した最終処分場埋立処分業廃止届出書により知事に届け出なければならない。

- (1) 届出年月日
- (2) 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名
- (3) 登録番号
- (4) 最終処分場の種類、所在地及び名称
- (5) 廃止する年月日

(6) 廃止する理由

2 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者が埋立処分業を休止しようとするとき、又は産業廃棄物処分場税の納税義務者が最終処分場を休止しようとするときは、休止しようとする日の前日までに次に掲げる事項を記載した最終処分場埋立処分業等休止届出書により知事に届け出なければならない。

(1) 届出年月日

(2) 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者又は納税義務者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名

(3) 登録番号

(4) 最終処分場の種類、所在地及び名称

(5) 休止予定期間

(6) 休止しようとする理由

3 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者が休止した埋立処分業を再開しようとするとき、又は産業廃棄物処分場税の納税義務者が休止した最終処分場を再開しようとするときは、次に掲げる事項を記載した最終処分場埋立処分業等再開届出書により知事に届け出なければならない。

(1) 届出年月日

(2) 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者又は納税義務者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名

(3) 登録番号

(4) 最終処分場の種類、所在地及び名称

(5) 再開予定年月日

(帳簿等への記載事項等)

第71条 条例第230条第3号の知事が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 年月日ごとの搬入された産業廃棄物の種類

(2) 前号の産業廃棄物を搬入した者の氏名及び住所
(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

(3) 第1号の産業廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号

別表(第61条関係)

1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃プラスチック類	0.35
5	紙くず	0.30
6	木くず	0.55

7 繊維くず	0.12
8 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第4号の2に掲げる産業廃棄物	1.00
10 ゴムくず	0.52
11 金属くず	1.13
12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
13 鉱さい	1.93
14 工作物の新築、改築又は除却に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15 動物のふん尿	1.00
16 動物の死体	1.00
17 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる産業廃棄物	1.26
18 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00

様式目次

1～11 略

12 産業廃棄物処分場税関係

第72号様式 産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録申請書

第73号様式 産業廃棄物処分場税特別徴収義務者の証

第74号様式 産業廃棄物処分場税納入申告書

第75号様式 産業廃棄物処分場税徴収猶予申請書

第76号様式 産業廃棄物処分場税徴収不能額等還付納入義務免除申請書

第77号様式 産業廃棄物処分場税納税義務者登録申請書

第78号様式 産業廃棄物処分場税納付申告書

第79号様式 産業廃棄物処分場税修正申告書

第80号様式 更正決定通知書(産業廃棄物処分場税・加算金)

様式目次

1～11 略

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式 その2 (第2条の2関係)

(鳥取県)

R P

領収済通知書 公 県 税

口座番号 加入者

年度 個人事業税

帳票ID 年度 所税目 期別 区分事由 納税番号 CD

税額 延滞金 合計 CD

お願い この用紙は、活したり、折り曲げないでください。

税額

延滞金
合計

※マークを記入しないでください。

納期限

数字の記入例

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

口座振替金融機関番号

氏名

鳥取県 部県税事務所長・出納員 様

指定金融機関名 (取りまとめ店)	領収日付印	領収日付印
取りまとめ局		

(鳥取県)

R P

納付書 公 県 税

口座番号 加入者

年度 個人事業税

住所

氏名

課税年度	所属	税目	期別	課税区分	調定事由	納税番号

税額	円
延滞金	
合計	

納期限	
口座振替 金融機関番号	
納付場所	

日計	円	領収日付印	領収日付印
----	---	-------	-------

(鳥取県)

R P

領収証書 公 県 税

口座番号 加入者

年度 個人事業税

住所

氏名

課税年度	所属	税目	期別	課税区分	調定事由	納税番号

税額	円
延滞金	
合計	

納期限	
口座振替 金融機関番号	
納税貯蓄 組合番号	

上記金額を領収しました。
領収日付印

(備考) この納付書は、口座振替の方法により納付する個人事業税について使用すること。

第1号様式 その3 (第2条の2関係)

(鳥取県)

RP

領収済通知書 公 県 税

口座番号 加入者

年度 不動産取得税

帳票ID 年度 所税目 期 別 区分事由 納 税 番 号, C D

税 額 延 滞 金 合 計, C D

お願い この用紙は、活したり、折り曲げないでください。

税 額 円

延滞金
合 計
※マークを記入しないでください。

納 期 限

数字の記入例

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

氏名

鳥取県 部県税事務所長・出納員 様

指定金融機関名 (取りまとめ店)	領収日付印	領収日付印
取りまとめ局		

(鳥取県)

RP

納 付 書 公 県 税

口座番号 加入者

年度 不動産取得税

住所

氏名

課税年度	所属	税目	期 別	課税区分	測定事由	納 税 番 号

税 額 円
延 滞 金
合 計

納 期 限

納 付 場 所

日 計	□	領収日付印	領収日付印
	円		

統 轄 店 御 中

(鳥取県)

RP

領 収 証 書 公 県 税

口座番号 加入者

年度 不動産取得税

住所

氏名

課税年度	所属	税目	期 別	課税区分	測定事由	納 税 番 号

税 額 円
延 滞 金
合 計

納 期 限

上記金額を領収しました。

領収日付印

(備考) この納付書は、不動産取得税税額等変更通知書により通知された税額の納付について使用すること。

第1号様式 その4 (第2条の2関係)

(鳥取県)

RP

領収済通知書 公 県 税

口座番号	加入者	登録番号	納税番号

帳票ID	年度	所税目	期別	区分	CD
事由	納税番号	税額	CD		

お願い：この用紙は、汚したり、折り曲げないでください。

年度 自動車税	税額	円
下記の字体に従って 記入してください。	延滞金	円
0 1 2 3 4		
5 6 7 8 9		
合計		
氏名	▼マークを記入しないでください。	

指定金融機関名 (取りまとめ店)	領収日付印	領収日付印
取りまとめ局		

(鳥取県)

RP

納付書 公 県 税

口座番号	加入者	登録番号	納税番号

住所

氏名

年度	税額	円
自動車税	延滞金	円
納期限	合計	円

日計	領収日付印	領収日付印

(鳥取県)

RP

領収証書 公 県 税

口座番号	加入者	登録番号	納税番号

住所

氏名

年度	税額	円
自動車税	延滞金	円
納期限	合計	円

納税貯蓄組合番号
口座振替金融機関番号

上記金額を領収しました。
領収日付印

(備考) この納付書は、口座振替の方法により納付する自動車税について使用すること。

第1号様式 その5 (第2条の2関係)

(鳥取県)

RP

領収済通知書 公 県 税

口座番号	加入者	登録番号	納税番号

帳票ID	年度	所税目	期別	区分	CD
事由	納税番号	税額	CD		

お願い：この用紙は、汚したり、折り曲げないでください。

年度 自動車税	税額	円
下記の字体に従って 記入してください。	延滞金	円
0 1 2 3 4		
5 6 7 8 9		
合計		
※マークを記入しないでください。		

指定金融 機関名 (取りまとめ店)	領収日付印	領収日付印
取りまとめ局		

(鳥取県)

RP

納付書 公 県 税

口座番号	加入者	登録番号	納税番号

住所

氏名

納付場所	税額	円
	延滞金	円
	合計	円
納期限		

日計	領収日付印	領収日付印

(鳥取県)

RP

領収証書 公 県 税

口座番号	加入者	登録番号	納税番号

住所

氏名

年度 自動車税	税額	円
	延滞金	円
	合計	円
納期限		

上記金額を領収しました。
領収日付印

(備考) この納付書は、自動車税税額変更通知書により通知された税額及び督促状により督促された自動車税の納付について使用すること。

第1号様式の2 その1 (第2条の2関係)

(表面)

(鳥取県) **領収済通知書** 公 県 税

RP 年 月 日 口座番号 加入者

帳票ID 年度, 所税目, 期別, 区分事由, 納税番号, CD

税 額 延滞金 過 不 CD

重 加 合 計 CD

数字の記入例

1	2	3	4	税 額(イ)	円
5	6	7	8	申告加算金(ロ)	円
9	0	重 加 算 金(ハ)		円	
		小 計(ニ)		円	
		(イ) + (ロ) + (ハ)			

延滞金(ホ)

合 計(ヘ)

(ニ) + (ホ) ※マークを記入しないでください。

納 期 限

氏名

鳥取県 部県税事務所長・出納員 様

指定金融機関名 (取りまとめ店)	領収日付印	領収日付印
取りまとめ局		

お願い この用紙は、活したり、折り曲げないでください。

(鳥取県) **納付(納入)書** 公 県 税

RP 年 月 日 口座番号 加入者

住所

氏名

課税年度	所属	税目	期別	課税区分	課税事由	納税番号
納付(納入)場所	税 額(イ)		円			
	申告加算金(ロ)		円			
	重 加 算 金(ハ)		円			
	小 計(ニ)		円			
	(イ) + (ロ) + (ハ)					
延 滞 金(ホ)		円				
合 計 (ヘ)		円				
(ニ) + (ホ)						
納 期 限						

日 計

領収日付印

領収日付印

領収日付印

統轄店 御 中

(鳥取県) **領 収 証 書** 公 県 税

RP 年 月 日 口座番号 加入者

住所

氏名

課税年度	所属	税目	期別	課税区分	課税事由	納税番号
納付(納入)場所	税 額(イ)		円			
	申告加算金(ロ)		円			
	重 加 算 金(ハ)		円			
	小 計(ニ)		円			
	(イ) + (ロ) + (ハ)					
延 滞 金(ホ)		円				
合 計 (ヘ)		円				
(ニ) + (ホ)						
納 期 限						

課税事由

法定納期限 年月日

延滞金が年14.6%となる日 年月日

登録番号

納付(納入)指定日 年月日

合 計 (ヘ)

(ニ) + (ホ)

納 期 限

裏面をお読みください。

上記金額を領収しました。

領収日付印

(備考) この納付(納入)書は、更正、決定に係る県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の納入に使用するほか、別に定める方法により納付又は納入する場合に使用すること。

(裏面)

延滞金について

納期限後に県税を納められる場合は、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(次に掲げる税額のそれぞれの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合をもって、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。

(1) 申告して納入又は納付すべき税金に係るもの

- ア 納期限後に申告納付又は申告納入する税額
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- イ 更正又は決定による不足税額

当該不足税額の納期限までの期間又はその納期限までの翌日から1月を経過する日までの期間

(2) 納税通知書により告知された税額に係るもの

- 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

第1号様式の2 その2 (第2条の2関係)

(第1片)

(鳥取県) **領収済通知書** 公 県 税

R P

年 月 日 口座番号 加入者

分 税

帳票ID 年度, 所税目, 期別, 区分事由, 納税番号, C D

住所

氏名

お願ひ この用紙は、汚れたり、折り曲げないでください。

税 額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
延 滞 金	
過少申告加算金 不申告加算金	
重加算金	
合 計	

※マークを記入しないでください。

納 期 限 年 月 日

鳥取県 部 県 税 務 所 長 ・ 出 納 員 様

指定金融機関名 (取りまとめ店)	領収日付印	領収日付印
取りまとめ局		

(第2片)

(鳥取県) **納付(納入)書** 公 県 税

R P

年 月 日 口座番号 加入者

分 税

帳票ID 年度, 所税目, 期別, 区分事由, 納税番号, C D

住所

氏名

税 額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
延 滞 金	
過少申告加算金 不申告加算金	
重加算金	
合 計	

納 期 限 年 月 日

統轄店 御中

日 計	円	領収日付印	領収日付印
-----	---	-------	-------

(第3片表面)

(鳥取県) **領 収 証 書** 公 県 税

R P

年 月 日 口座番号 加入者

分 税

帳票ID 年度, 所税目, 期別, 区分事由, 納税番号, C D

住所

氏名

税 額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
延 滞 金	
過少申告加算金 不申告加算金	
重加算金	
合 計	

納 期 限 年 月 日

上記金額を領収しました。

領収日付印

(備考) この納付(納入)書は、ゴルフ場利用税及び軽油引取税を申告納入又は申告納付する場合に使用すること。

(第3片裏面)

延滞金について

納期限後に県税を納められる場合は、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(次に掲げる税額のそれぞれの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合をもって、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。

1 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの

ア 期限後に申告納付又は申告納入する税額

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

イ 更正又は決定による不足税額

当該不足税額の納付期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

2 納税通知書により告知された税額に係るもの

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

払い込むべき場所

鳥取県指定金融機関

鳥取県指定代理金融機関

鳥取県収納代理金融機関

鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局

第1号様式の2 その3（第2条の2関係）

（第1片）

(鳥取県) 県 税 R P 納付（納入）書 公									
口座番号		加入者							
(納付者)									
課税年度		税 目 名				登 録 番 号			
所属 税目 期別(行為年月) 課税区分 調定事由 納 税 番 号									
税 額									
延 滞 金									
過少申告加算金									
不申告加算金									
重 加 算 金									
合 計									
納 期 限								領 収 日 付 印	
課税事務所									
日 計									
		円							

（第2片）

(鳥取県) 県 税 R P 領収済通知書 公									
口座番号		加入者							
(納付者)									
帳票ID		課税年度		税 目 名				登 録 番 号	
所属 税目 期別(行為年月) 課税区分 調定事由 納 税 番 号									
税 額									
延 滞 金									
過少申告加算金									
不申告加算金									
重 加 算 金									
合 計									
納 期 限								領 収 日 付 印	
課税事務所									
指定金融機関名 (取りまとめ店)									
取りまとめ局									

（第3片）

(鳥取県) 県 税 R P 領 収 証 書 公									
口座番号		加入者							
(納付者)									
課税年度		税 目 名				登 録 番 号			
所属 税目 期別(行為年月) 課税区分 調定事由 納 税 番 号									
税 額									
延 滞 金									
過少申告加算金									
不申告加算金									
重 加 算 金									
合 計									
納 期 限								領 収 日 付 印	
課税事務所		上記金額を領収しました。							
日 計									

（備考）この納付（納入）書は、金融機関の窓口で納付（納入）の用に供すること。

第1号様式の3 その1 (第2条の2関係)

(表面)

(鳥取県)

領収済通知書 公 県税

R P

口座番号 加入者

年度 個人事業税

帳票ID 年度 所税目 期別 区分事由 納税番号 CD

税額 延滞金 合計 CD

お願い この用紙は、汚したり、折り曲げないでください。

第1期(随時)税額 円

延滞金
合計

納期限

数字の記入例
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

氏名

鳥取県 部県税事務所長・出納員 様

指定金融機関名 (取りまとめ店)	領収日付印	領収日付印
取りまとめ局		

(鳥取県)

納付書 公 県税

R P

口座番号 加入者

年度 個人事業税

住所

氏名

課税年度	所属	税目	期別	課税区分	調定事由	納税番号

第1期(随時)税額 円

延滞金

合計

納期限

納付場所

日計	円	領収日付印	領収日付印
----	---	-------	-------

統轄店 御中

(鳥取県)

納税通知書兼領収証書 公 県税

R P

口座番号 加入者

年度 個人事業税

住所

氏名

課税年度	所得年	納税番号
年度	年	

納税貯蓄組合番号 第1期(随時)税額 円

延滞金

合計

事業区分	課税標準額	税率	税額
第種	円	%	円

第1期(随時)税額 円 納期限

第2期税額 納期限

上記のとおり納付してください。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長

印

裏面をお読みください。

上記金額を領収しました。

領収日付印

(裏面)

1 課税の根拠

個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第1号様式の3その3を次のように改める。
 第1号様式の3 その3 (第2条の2関係)

(表面)

(鳥取県) **領収済通知書** 公 県 税

〒 座 加入
番 者

年度 不動産取得税

帳票ID 年度 所税目 期 別 区分事由 納 税 番 号, C D

税 額, 延 滞 金, 合 計, C D

お願い この用紙は、汚したり、折り曲げないでください。

税 額 円

延 滞 金

合 計

納 期 限

数字の記入例
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

氏名

鳥取県 部県税事務所長・出納員 様

指定金融 機 関 名 (取りまとめ店)	領 収 日 付 印	領 収 日 付 印
取りまとめ局		

(鳥取県) **納 付 書** 公 県 税

〒 座 加入
番 者

年度 不動産取得税

住所

氏名

課税年度	所属	税目	期 別	課税区分	測定事由	納 税 番 号

税 額 円

延 滞 金

合 計

納 期 限

納 付 場 所

日 計 円

領 収 日 付 印

領 収 日 付 印

統 轄 店 御 中

(鳥取県) **納税通知書兼領収証書** 公 県 税

〒 座 加入
番 者

年度 不動産取得税

住所

氏名

課 税 年 度	納 税 番 号
年 度	

不動産の種類 税 額 円

共有者 持分 延 滞 金

人 合 計

納 期 限

内 訳	課 税 標 準 額	税 率	税 額

不動産の所在地

上記のとおり納付してください。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

裏面をお読みください。

上記金額を領収しました。

領 収 日 付 印

(裏面)

課税の根拠

この県税は、地方税法第73条の2、鳥取県税条例第76条の規定により賦課されたものです。

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

(裏面)

課税の根拠

この自動車税は、地方税法第145条並びに鳥取県税条例第135条の規定により課せられたものです。

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

納付場所

鳥取県指定金融機関

鳥取県指定代理金融機関

鳥取県収納代理金融機関

鳥取県、鳥根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局

(裏面)

課税の根拠

この県税は、地方税法第178条、鳥取県税条例第147条の規定により賦課されたものです。

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

第1号様式の4その1を次のように改める。
第1号様式の4（第2条の3関係）
 その1

(表面)

(鳥取県) **領収済通知書** 公 県 税

R 年 月 日 分

口座番号 加入者

帳票ID	年度	所税目	期別	区分事由	納税番号	CD
税額	延滞金	過	不	CD		
重加算金	合計	CD				

数字の記入例

1	2	3	4	税 額(イ)	円
5	6	7	8	申告加算金(ロ)	円
9	0	重加算金(ハ)		円	
		小計(ニ)		円	
		(イ)+(ロ)+(ハ)			

延滞金(ホ)

合計(ヘ)

(ニ) + (ホ) ※マークを記入しないでください。

納期限

氏名

鳥取県 部県税事務所長・出納員 様

指定金融機関名 (取りまとめ店)	領収日付印	領収日付印
取りまとめ局		

(鳥取県) **納付(納入)書** 公 県 税

R 年 月 日 分

口座番号 加入者

住所

氏名

課税年度	所属	税目	期別	課税区分	調定事由	納税番号
納付(納入)場所	税 額(イ)		円			
	申告加算金(ロ)		円			
	重加算金(ハ)		円			
	小計(ニ)		円			
	(イ)+(ロ)+(ハ)					
延滞金(ホ)		円				
合計(ヘ)		円				
(ニ) + (ホ)						
納期限		年 月 日				

日計

領収日付印

統轄店 御中

日計

領収日付印	領収日付印
-------	-------

(鳥取県) **督促状兼領収証書** 公 県 税

R 年 月 日 分

口座番号 加入者

住所

氏名

課税年度	所属	税目	期別	課税区分	調定事由	納税番号
調定事由 法定納期限 延滞金が年14.6%となる日 登録番号	税 額(イ)		円			
	申告加算金(ロ)		円			
	重加算金(ハ)		円			
	小計(ニ)		円			
	(イ)+(ロ)+(ハ)					
延滞金(ホ)		円				
合計(ヘ)		円				
(ニ) + (ホ)						
納期限		年 月 日				

納付(納入)指定日

年 月 日

上記のとおり滞納となっていますから、納付してください。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

裏面をお読みください。

上記金額を領収しました。

領収日付印

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

裏面をお読みください。

上記金額を領収しました。

領収日付印

(裏面)

完納された後、この状が届いた場合は、行き違いですのであしからず御了解ください。

お知らせ

- 1 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 2 この督促状について不服がある場合は、督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

3 延滞金について

納期限後に県税を納められる場合において税額が(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合をもって、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。

- (1) 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの
 - ア 納期限後に申告納付又は申告納入する税額
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
 - イ 更正又は決定による不足税額
当該不足税額の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (2) 納税通知書により告知された税額に係るもの
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(裏面)

1 課税の根拠

個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この税額等変更通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第19号様式の4を次のように改める。

第19号様式の4（第22条、第23条関係）

（第1片）

R P	払 込 書							
第 号	年度歳入							
一 般 会 計								
金 額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
<p>ただし、県税及び県税外収入 枚</p> <p>領収済通知書 枚 円</p> <p>内 [月 日納付分 枚 円]</p> <p> [月 日納付分 枚 円]</p> <p> [月 日納付分 枚 円]</p> <p> [月 日納付分 枚 円]</p> <p>領収済報告書 枚 円</p> <p>内 [月 日納付分 枚 円]</p> <p> [月 日納付分 枚 円]</p> <p> [月 日納付分 枚 円]</p> <p> [月 日納付分 枚 円]</p>								
<p>上記金額を払い込みます。</p> <p>年 月 日</p>								
								領収日付印
鳥取県 部県税事務所 鳥取県出納員（分任出納員） 鳥取県事務吏員 氏 名								統轄店 御中 名

（第2片）

R P	領 収 証 書							
第 号	年度歳入							
一 般 会 計								
金 額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
<p>ただし、県税及び県税外収入 枚</p> <p>領収済通知書 枚 円</p> <p>内 [月 日納付分 枚 円]</p> <p> [月 日納付分 枚 円]</p> <p> [月 日納付分 枚 円]</p> <p> [月 日納付分 枚 円]</p> <p>領収済報告書 枚 円</p> <p>内 [月 日納付分 枚 円]</p> <p> [月 日納付分 枚 円]</p> <p> [月 日納付分 枚 円]</p> <p> [月 日納付分 枚 円]</p>								
<p>上記金額を領収しました。</p> <p>年 月 日</p>								
								領収日付印
鳥取県 部県税事務所 鳥取県出納員（分任出納員） 鳥取県事務吏員 氏 名 様								名

第50号様式を次のように改める。

第50号様式（第35条関係）

(鳥取県) **領収済通知書** 公 県 税

RP 年度 口座番号 加入者

年 月 分 個人県民税

帳票ID 年度 所 税目 期 別 区分 事由 納 税 番 号 C D

住 所

氏 名

お願 い この用紙は、活したり、 折り曲げないでください。	税 額	: : : : : : : : : : : :
	延 滞 金	: : : : : : : : : : : :
	過少申告加算金 不申告加算金	: : : : : : : : : : : :
	重 加 算 金	: : : : : : : : : : : :
	合 計	: : : : : : : : : : : :

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

※マークを記入しないでください。

納 期 限 年 月 日

鳥取県 部県税事務所長・出納員 様

指定金融機関名 (取りまとめ店)	領収日付印	領収日付印
取りまとめ局		

(鳥取県) **払 込 書** 公 県 税

RP 年度 口座番号 加入者

年 月 分 個人県民税

年度 所 税目 期 別 区分 事由 納 税 番 号

住 所

氏 名

税 額	: : : : : : : : : : : :
延 滞 金	: : : : ~ : : : : ~ : : : : ~
過少申告加算金 不申告加算金	: : : : ~ : : : : ~ : : : : ~
重 加 算 金	: : : : ~ : : : : ~ : : : : ~
合 計	: : : : ~ : : : : ~ : : : : ~

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

※マークを記入しないでください。

納 期 限 年 月 日

統轄店 御中

日 計	口	領収日付印	領収日付印
	円		

(鳥取県) **領 収 証 書** 公 県 税

RP 年度 口座番号 加入者

年 月 分 個人県民税

年度 所 税目 期 別 区分 事由 納 税 番 号

住 所

氏 名

税 額	: : : : ~ : : : : ~ : : : : ~
延 滞 金	: : : : ~ : : : : ~ : : : : ~
過少申告加算金 不申告加算金	: : : : ~ : : : : ~ : : : : ~
重 加 算 金	: : : : ~ : : : : ~ : : : : ~
合 計	: : : : ~ : : : : ~ : : : : ~

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

※マークを記入しないでください。

納 期 限 年 月 日

上記の金額を領収しました。

領収日付印

第61号様式を次のように改める。
第61号様式（第43条、第49条の3、第58条関係）

（表面）

（鳥取県） **領収済通知書** 公 県 税

R P 年 月 日 口座番号 加入者

帳票ID 年度、所税目、期別、区分事由、納税番号、C D
 税 額 延滞金 過 不 C D
 重 加 合 計 C D

数字の記入例

1	2	3	4
5	6	7	8
9	0		

 税 額(イ) 円
 申告加算金(ロ) 円
 重加算金(ハ) 円
 小 計(ニ) 円
 (イ)+(ロ)+(ハ)

延滞金(ホ) : : : : :
 合 計(ヘ) : : : : :
 (ニ) + (ホ) ※マークを記入しないでください。

納 期 限

氏名

鳥取県 部県税事務所長・出納員 様

指定金融機関名 (取りまとめ店)	領収日付印
取りまとめ局	領収日付印

お願い
 この用紙は、汚したり、折り曲げないでください。

（鳥取県） **納付（納入）書** 公 県 税

R P 年 月 日 口座番号 加入者

住所

氏名

課税年度	所属	税目	期別	課税区分	調定事由	納税番号	
納付（納入）場所		税 額(イ)					円
		申告加算金(ロ)					
		重加算金(ハ)					
		小 計(ニ)					
		延滞金(ホ)					
		合 計(ヘ)					(ニ)+(ホ)
納 期 限							

日 計 円

領収日付印

統轄店 御中

（鳥取県） **更正・決定・加算金決定通知書兼領収証書** 公 県 税

R P 年 月 日 口座番号 加入者

住所

氏名

課税年度	所属	税目	期別	課税区分	調定事由	納税番号
更正・決定額		課税標準	円 (ℓ)	税 額(イ)		円
		税 額	申告加算金(ロ)			
決既申告（更正）額		課税標準	円 (ℓ)	重加算金(ハ)		
		税 額	小 計(ニ)			
差引税額		延滞金(ホ)				
申告書提出期限		合 計(ヘ)				(ニ)+(ホ)
申告書提出年月日		指定納期限				

上記のとおり地方税法 第 条第 項の規定により決定しましたので通知しますから納付（納入）書により納付してください。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

裏面をお読みください。

上記金額を領収しました。

領収日付印

（備考）この更正・決定・加算金決定通知書・納付（納入）書は、ゴルフ場利用税及び軽油引取税について使用すること。

(裏面)

1 延滞金

不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合で計算した金額

2 お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第71号様式の次に次の9様式を加える。

第72号様式(第62条関係)

産業廃棄物処分場税特別徴収義務者登録申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者として登録を受けたいので、鳥取県税条例
により、次のとおり申請します。

第221条第1項
第221条第2項
の規定

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

産業廃棄物 処分業等	事業の種類		
	許可の年月日		年 月 日
	許可番号		
最終処分場	種類		
	所在地		(電話番号)
	名称		
	規	埋立可能面積	m ²
	模	埋立可能容積	m ³
事業開始年月日		年 月 日	

注 この申請書は、最終処分場ごとに作成すること。

添付書類

- 1 産業廃棄物処分業等の許可証の写し
- 2 最終処分場の見取図

第73号様式 (第62条関係)

第	号	
産業廃棄物処分場税特別徴収義務者の証		
鳥	取	県

備考

- 1 アルミ製とする。
- 2 縦90ミリメートル、横145ミリメートルとする。
- 3 地色は青とし、文字の色は白とする。

第74号様式(第64条関係)

(表 面)

受 付 印		処 理 事 項	入 力 確 認	精 査 検 算	納 税 番 号	調 定 事 由
産業廃棄物処分場税 納入申告書 (年 月分から 年 月分まで)						
年 月 日 職 氏 名 様	特 別 徴 収	住 所	(電話)			
		(法人にあって は、主たる事 務所の所在地)				
	義 務 者	氏 名	(印)			
		(法人にあって は、名称及び 代表者の氏名)				
最 終 処 分 場		種 類				
		記入した者の氏名				
課税標準となる重量		税 率	税 額 ×			
トン		1,000円	円			
納 入 期 限		年 月 日				

注1 印の欄は、記載しないこと。

2 「課税標準となる重量」欄には、裏面の「課税標準となる重量」欄の数値を記載すること。

(裏 面)

課税標準となる重量に関する明細					
産業廃棄物の種類	産業廃棄物の重量 の計測が困難でないもの	産業廃棄物の重量の計測が困難なもの			重量の合計 (トン) (ア)+(エ)
	重量(トン) (ア)	容量(m ³) (イ)	換算係数 (ウ)	換算して得た 重量(トン) (エ)=(イ)×(ウ)	
合 計					課税標準となる重量
備 考					

注1 「産業廃棄物の種類」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載すること。

2 「換算係数」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を記載すること。

第75号様式(第65条関係)

(表 面)

産業廃棄物処分場税徴収猶予申請書
(年 月分から 年 月分まで)

職 氏 名 様

徴収の猶予を受けたいので、鳥取県税条例第223条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

最終 処 分 場	種 類	
	所 在 地	
	名 称	
徴収の猶予を 必要とする理由		
受け取ることが できなかった金額	産業廃棄物の埋立処分に係る料金	円
	産 業 廃 棄 物 処 分 場 税 額	円
申 告 税 額		円
納 期 限	年 月 日	
徴収の猶予を受け ようとする税額及 び納入予定年月日	年 月 日	円
	年 月 日	円
	合 計	円
備 考		

注 「徴収の猶予を受けようとする税額及び納入予定年月日」欄の記載に当たっては、納入予定年月日が異なる場合は、それぞれの年月日ごとの税額を記載すること。この場合において、それぞれの税額の合計額は、「受け取ることができなかった金額」欄の産業廃棄物処分場税額以下の額とすること。

添付書類

徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類

(裏 面)

受け取ることができなかった産業廃棄物処分場税 のうち徴収の猶予を受けようとするものの明細 (年 月分から 年 月分まで)				
産業廃棄物を最終処分場に搬入した者		徴収の猶予を受けようとする産業廃棄物 処分場税額に対応する課税標準となる重 量	受け取ることができ なかった産業廃棄物 の埋立処分に係る料 金	受け取ることができ なかった産業廃棄物 の埋立処分に係る料 金の回収予定年月日
住 所 〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地〕	氏 名 〔法人にあっ ては、名称〕			
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
		トン	円	年 月 日
計		トン	円	/
徴収の猶予を受けようとする税額 (×1,000円)				円

注 重量の計測が困難な産業廃棄物にあっては、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た数値を「徴収の猶予を受けようとする産業廃棄物処分場税額に対応する課税標準となる重量」欄に記載すること。

第76号様式 (第66条関係)

還 付 申 請 書
 産業廃棄物処分場税徴収不能額等 納入義務免除

職 氏 名 様

還付(納入義務の免除)を受けたいので、鳥取県税条例第224条第1項の規定により、次のとおり申請します。

郵便番号
 住 所
 申請者 氏 名 ㊟
 (法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

最 終 処分場	種 類			
	所 在 地			
	名 称			
課税標準となる産業廃棄物の重量の 総量		ト ン	還付(納入義務の免除)を 受けようとする額の総額	
区 分		年 月分から 年 月分まで	年 月分から 年 月分まで	年 月分から 年 月分まで
産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物処分場税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合	還付又は納入義務の免除の別			
	産業廃棄物の埋立処分に係る料金	円	円	円
	のうち既に受け取った金額	円	円	円
	のうち受け取ることができなくなった金額	円	円	円
	に対応する課税標準となる産業廃棄物の重量	ト ン	ト ン	ト ン
	納入すべき産業廃棄物処分場税額 ×1,000円	円	円	円
	のうち既に受け取った産業廃棄物処分場税額	円	円	円
	のうち受け取ることができなかった金額	円	円	円
	産業廃棄物を搬入した者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
	徴収した産業廃棄物処分場税を失った場合	徴収した産業廃棄物処分場税額	円	円
のうち既に納入した産業廃棄物処分場税額		円	円	円
のうち失った産業廃棄物処分場税額		円	円	円
還付(納入義務の免除)を必要とする理由				
その他参考となる事由				

注 重量の計測が困難な産業廃棄物にあっては、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量を「 に対応する課税標準となる産業廃棄物の重量 」欄に記載すること。

添付書類

還付(納入義務の免除)を必要とする理由を証明する書類

第77号様式(第67条関係)

(表 面)

産業廃棄物処分場税納税義務者登録申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物処分場税の納税義務者として登録を受けたいので、鳥取県税条例第225条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 氏 名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

産業廃棄物 処分業等	事業の種類		
	許可の年月日	年 月 日	
	許可番号		
最終処分場	種類		
	所在地	(電話番号)	
	名称		
	規模	埋立可能面積	m ²
		埋立可能容積	m ³
中間 処理施設	種類		
	所在地	(電話番号)	
	名称		
自己搬入の開始年月日		年 月 日	

注1 この申請書は、最終処分場ごとに作成すること。

2 中間処理施設が複数ある場合は、裏面に記載すること。

添付書類

- 1 産業廃棄物処分業等の許可証の写し
- 2 最終処分場の見取図

第78号様式(第68条関係)

(表 面)

受 付 印		処 理 事 項	入 力 確 認	精 査 検 算	納 税 番 号	調 定 事 由
産業廃棄物処分場税 納付申告書 (年 月分から 年 月分まで)						
年 月 日 職 氏 名 様	納	住 所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕 (電話)				
		氏 名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕 Ⓜ				
	務 者	最 種 類				
		処 所 在 地				
場 名 称						
		記入した者の氏名				
課税標準となる重量		税 率	税 額 ×			
トン		1,000円	円			
納 付 期 限		年 月 日				

注1 印の欄は、記載しないこと。

2 「課税標準となる重量」欄には、裏面の「課税標準となる重量」欄の数値を記載すること。

(裏 面)

課税標準となる重量に関する明細					
産業廃棄物の種類	産業廃棄物の重量 の計測が困難でないもの	産業廃棄物の重量の計測が困難なもの			重量の合計 (トン) (ア)+(エ)
	重量(トン) (ア)	容 量(m ³) (イ)	換算係数 (ウ)	換算して得た 重量(トン) (エ)=(イ)×(ウ)	
合 計					課税標準となる重量
備 考					

注1 「産業廃棄物の種類」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載すること。

2 「換算係数」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を記載すること。

第79号様式 (第68条関係)

(表 面)

受 付 印		処 理 事 項	入 力 確 認	精 査 検 算	納 税 番 号	調 定 事 由	
産業廃棄物処分場税 修正申告書 (年 月分から 年 月分まで)							
年 月 日 職 氏 名 様	納 税 義	住 所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	(電話)				
		氏 名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕	Ⓜ				
	務 者	最 終 処 分 場	種 類				
			所 在 地				
		名 称					
		記入した者の氏名					
区 分		課 税 標 準 と な る 重 量	税 率	税 額 ×			
修 正 申 告 (A)		トン	1,000円	円			
当 初 申 告 (B)		トン	1,000円	円			
修正申告書による納付すべき税額 (A) - (B)		/		円			
納 付 年 月 日		年 月 日					

注 1 印の欄は、記載しないこと。

2 「課税標準となる重量」欄には、裏面の「課税標準となる重量」欄の数値を記載すること。

(裏 面)

課税標準となる重量に関する明細					
産業廃棄物の種類	産業廃棄物の重量の計測が困難でないもの	産業廃棄物の重量の計測が困難なもの			重量の合計 (ア)+(エ)
	重量(トン) (ア)	容 量(m ³) (イ)	換算係数 (ウ)	換算して得た重量(トン) (エ)=(イ)×(ウ)	
合 計					課税標準となる重量
備 考					

注1 「産業廃棄物の種類」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載すること。

2 「換算係数」欄には、鳥取県税条例施行規則別表の右欄に定める換算係数を記載すること。

第80号様式 (第69条関係)

産業廃棄物処分場税更正 (決定) 通知書
加 算 金 決 定

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

職 氏名 印

次のとおり更正 (決定) したので、小計 欄の額と延滞金 欄の額との合計額を同封の納入書 (納付書) により納めてください。

課 税 期 間	年 月分から 年 月分まで		
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
区 分	課税標準となる重量	税 率	税 額
更正 (決定) 額	トン	1,000円	円
既申告 (更正・決定) 額	トン	1,000円	円
差引不足金額 (-)			円
区 分	基礎となる税額	割 合	加 算 金 額
過少申告加算金	円	%	円
不申告加算金	円	%	円
重 加 算 金	円	%	円
区 分	税 額 等		
小計 (+ + +)	円		
延 滞 金	不足金額について、年 月 日から納入 (納付) の日までの期間に応じ、税額 (1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に対し、年14.6パーセント (この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント (当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年 4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4パーセントの割合を加算した割合)) の割合で計算した金額		
更正 (決定) の根拠法令	地方税法第 条第 項		
指 定 納 期 限	年 月 日		

(教示)

この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第 4 条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則の廃止)

2 鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則(平成15年鳥取県規則第3号。以下「旧産業廃棄物処分場税条例施行規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧産業廃棄物処分場税条例施行規則の規定によりした手続その他の行為は、改正後の鳥取県税条例施行規則(以下「新規則」という。)中の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧産業廃棄物処分場税条例施行規則又は改正前の鳥取県税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

